

発行の  
ご案内株式会社山口フィナンシャルグループ  
第7回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）期 間  
**10** 年当初5年間の利率  
(2020年9月30日の翌日から2025年9月30日まで)  
**年0.79% (税引後 年0.629%)**  
(税引後の利率は、小数点第3位未満を切り捨てて表示しています。なお、税率は20.315%を用いて計算しています。)以降5年間の利率【税引前】  
(2025年9月30日の翌日以降)  
5年物円スワップのミッド・レート※に  
**0.73%**を加算したもの  
(小数点以下第3位を切り上げ)

申込期間 : 2020年9月14日(月) ~ 2020年9月29日(火)

## 発行の概要

- 発行価格 各社債の金額100円につき金100円
- 申込単位 100万円以上100万円単位
- 払込期日 2020年9月30日(水)
- 利払日 毎年3月30日 および9月30日 (初回利払日: 2021年3月30日)
- 償還期限 2030年9月30日
- 期限前償還
  - ①発行会社は、2025年9月30日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還することができます。
  - ②発行会社は、払込期日以降、税務事由<sup>(※)</sup>または資本事由<sup>(※)</sup>（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還することができます。
- 取得格付 A (R&I)

(注)「実質破綻時免除特約」とは、発行会社について実質破綻事由<sup>(※)</sup>が生じた場合、目論見書に記載された「償還の方法」及び「利息支払の方法」の規定にかかわらず実質破綻事由が生じた時点から債務免除日<sup>(※)</sup>までの期間中、本社債に基づき元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日（同日を含む。）までに弁済期限が到来したものを除きます。）の支払債務にかかる支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、発行会社は本社債に基づく元利金の支払義務を免除されるものです。

※「5年物円スワップのミッド・レート」、「税務事由」、「資本事由」、「実質破綻事由」および「債務免除日」の説明につきましては、目論見書をご覧ください。

## ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

- **主なリスクについて** 本社債は、金利水準の変動等による債券価格の下落により損失が生じることがあります。また、発行会社の経営・財務状況および外部評価の変化等により、損失が生じることがあります。
- **手数料等について** お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- **ご留意事項について** この表示は本社債に関する情報をお知らせするものです。本社債および発行会社に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本社債の購入をご検討される場合には、弊社から目論見書をお渡し致しますので、必ずご覧ください。

※販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号 加入協会／日本証券業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会